

農福連携支援アドバイザー派遣事業（要項）

一般社団法人和歌山県セルフセンター

（趣旨）

この事業は、一般社団法人和歌山県セルフセンター（以下「和歌山県セルフセンター」という）が実施する農福連携支援アドバイザー派遣事業（以下「本事業」という）について必要な事項を定めるものとする。

本事業は、農業技術や農産物の加工・販売に係る専門的な知識や技術を有する専門家として登録した農福連携支援アドバイザーを派遣し、農業に関する知識・技術を有していない障害者就労支援事業所等（以下「事業所」という）への助言・指導を実施する。

（実施内容）

1.（目的）

本事業は、事業所が抱える様々な工賃向上の課題等に対して、農業を通じて障害のある人の就労促進・職域拡大や工賃向上及び農業の支え手の拡大を図るため、農業技術や農産物の加工・販売（6次産業化）に係る指導・助言を実施するため専門家の派遣を行うことを目的とする。

2.（アドバイザー）

アドバイザーは、本事業を実施するにあたり、専門的知識・技能を有することを条件とする。（登録用紙は、別記 様式1）

3.（事業所等の募集及び選定）

本事業を希望する事業所等は、農福連携支援アドバイザー派遣申請書（別記 様式2）に支援を希望する内容や事業の目的と効果、事業計画、派遣希望時期等を記載し提出する。提出された申請書は、和歌山県セルフセンターが審査をし、許可をする。アドバイザー派遣に要する費用は和歌山県セルフセンターが負担する。

アドバイザーの選定は、事業所等の要望を聞きながら最適なアドバイザーを選定する。

4.（報告書の提出）

本事業が終了した場合には、事業所は速やかに、農福連携支援アドバイザー派遣事業報告書・事業所用（別記 様式3）を提出する。

アドバイザーも同様に、本事業が終了した場合には速やかに農福連携支援アドバイザー派遣事業報告書・アドバイザー用（別記 様式4）を提出する。

5.（アドバイザーの指導・助言等の経費）

和歌山県セルフセンターがアドバイザーに支払う経費は謝金及び旅費交通費とし、前号の報告書及び請求書が提出された後に、一括で支払うものとする。

アドバイザーに支払う謝金は時間数×8,000円（税込）とし、交通費は実費（高速代とガソリン代20円/km）とする。（派遣回数の上限は3回程度とする—1回は3時間程度）

6.（その他）

アドバイザーは、本事業により知り得た事業所等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならないものとする。ただし、事業所の了解を得て、和歌山県セルフセンターが好事例としてインターネット等を活用して広く情報提供し、本事業の周知に照らす場合はこの限りではない。